

## 学校において予防すべき感染症による出席停止と諸手続きについて

学校保健安全法により、下記の表にある感染症(第1種～第3種)にかかった生徒は、学校内での感染防止及び生徒本人の十分な休養のため、出席停止となります。出席停止期間中は、「出席すべき日数」から除外され、欠席扱いにはなりません。

### 出席停止手続きの流れ

- 1) 医療機関を受診して学校感染症(下記参照)と診断された場合は、速やかに学校(担任)まで連絡してください。学校より「学校感染症証明書」を自宅へ郵送させていただきます。「学校感染症証明書」は、本校ホームページからもダウンロードできますので、印刷して利用いただいても結構です。
- 2) 医師の指示に従い、登校許可が出るまでは外出せず自宅で安静にしてください。
- 3) 医師により、感染の恐れがない(登校許可)と診断されたら、医師に「学校感染症証明書」を記入してもらい、登校時に担任へ提出してください。尚、医師に記入してもらう際に費用がかかる場合があります。

	対象感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA(H5N1) であるものに限る)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び 新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過 するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を 経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで

### ※感染性胃腸炎について

本校では、医師に「感染性胃腸炎、または感染性胃腸炎の疑いがあるので登校を控えるように」と指示されて、学校長が認めた場合に、「第3種その他の感染症」として出席停止扱いとなります。上記感染症による出席停止の手続きと同じく、登校時に「学校感染症証明書」の提出が必要となります。

